

新居浜市出産世帯応援給付金支給事業 登録店舗募集要領

1. 制定の理由

県・市の連携により、令和7年4月1日以降にこどもが産まれた世帯に対し、育児用品又は省エネ家電、時短家電の購入費用を助成することにより、子育て世帯への経済的支援及び余暇時間の増加を促進し、こどもを安心して産み育てられる環境の整備を目的として実施する新居浜市出産世帯応援給付金支給事業のうち、Hello!NEW Baby 応援券（以下「応援券」という。）の登録店舗の募集を円滑に実施するため、本要領を制定する。

2. 応援券の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 交 支 給 内 容 | 対象児童1人につき 1,000 円券×50 枚=50,000 円分 |
| (2) 支 給 対 象 者 | 令和7年4月1日以降に出生した児童を養育している保護者で、申請時点で新居浜市在住である者。ただし、申請時点で生活保護受給者及び他市区町村にて同様の給付を受けた者は除く。 |
| (3) 応援券支給開始 | 令和7年8月 |
| (4) 有 効 期 限 | 対象児童が出生した年度の翌年度末日 |
| (5) 対 象 商 品 | 育児用品・省エネ家電、時短家電（別紙1「Hello!NEW Baby 応援券対象商品一覧」のとおり） |

3. 登録店舗業務内容

別紙2「新居浜市出産世帯応援給付金支給事業 登録店舗仕様書」のとおり

4. 登録店舗参加資格

本事業に賛同し、別紙1の対象商品（一部商品のみの場合も含む）の購入が可能であり新居浜市内に事業所又は店舗等を有する事業者。ただし、次の事業者は除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 新居浜市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者
- (5) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (6) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (7) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 登録店舗遵守事項

- (1) 登録店舗であることが明確になるよう、入口等利用者が見やすい場所に市が配布するステッカーを掲示すること。
- (2) 応援券と現金の交換は禁止する。
- (3) 対象商品の購入総額が利用する応援券の額面の総額と同額または上回る場合に使用できるものとし、購入しようとする対象商品の額が応援券の額を超えた場合は、その差額は保護者において負担するものとする。おつりは渡さない。
- (4) 有効期限の過ぎた応援券は受け取らない。
- (5) 登録店舗の変更・追加・廃止等がある場合、速やかに新居浜市こども未来課に届け出ること。
- (6) 登録を廃止または取り消された場合は、速やかにステッカーを撤去すること。
- (7) この要領に違反する行為が認められた時は、登録店舗の登録を取り消す場合がある。
- (8) 登録店舗の取り消しにより生じた損害の賠償を市長に請求することはできない。

6. 登録店舗募集の広報について

登録店舗の募集については、新居浜市ホームページ等にて広報を行う。

7. 登録申請について

- (1) 申請窓口 新居浜市こども未来課（市役所1階16番窓口）
- (2) 申請方法 この募集要領に同意のうえ「新居浜市出産世帯応援券登録店舗指定（変更等）申請書」に必要事項を記入し、こども未来課へ提出（電子メールでの提出可能）
- (3) 申請開始 令和7年7月11日（金）から随時
- (4) 窓口受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日除く。）
- (5) 登録店舗の選定 「新居浜市出産世帯応援券登録店舗指定（変更等）申請書」を審査し、登録事業者には、後日新居浜市より「新居浜市出産世帯応援券登録店舗指定書」及びステッカーを送付する。
- (6) その他 指定期間は自動継続とし、変更廃止が生じたときのみ届け出をする。
登録店舗については新居浜市ホームページに掲載（随時更新）し、応援券支給時に交付対象者に交付する。

8. 問い合わせ先

新居浜市こども未来課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話 65-1242